

Vol.
311
2024年
3月

ひろしま

公立学校共済組合広島支部
一般財団法人 広島県教育職員互助組合
〒730-8514 広島市中区基町9番42号
広島県教育委員会事務局 管理部健康福利課内



Contents.

目次

<共済組合・互助組合>

- 人事異動等に伴う手続における提出書類等について・・・2～5


<共済組合>

- 退職予定者に対する福利厚生制度等の説明について【再掲（掲載場所）】・・・6
- 退職後の健診ってどうなる？/令和6年度特定健康診査の御案内・・・7
- 源泉徴収票や確定申告書で収入額の確認を！・・・8
- 被扶養者の認定・取消の手続は必要ありませんか？・・・9
- 住所や氏名を変更したら届出をしよう！・・・10
- 令和6年度生活習慣病予防健診の御案内・・・11～12
- 令和5年度セミナー参加者の声を紹介します・・・13
- 公立学校共済組合中国中央病院の心理専門職からひとこと・・・14
- RIZAP コラム～ストレス解消とパフォーマンスアップ～・・・15


<互助組合>

- 県互助組合への加入手続について・・・16
- 退職時の手続について
～退職後、再任用される方も退会手続が必須です！～・・・17～18

共済組合ホームページ
<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/>



互助組合ホームページ
<http://www.gojo.or.jp/>



年5回ホームページに掲載 7月・9月・11月・1月・3月

特集号 4月冊子発行 ホームページにも掲載

人事異動等に伴う手続における提出書類等について

必要な手続・提出書類等について
確認してください

組合員資格関係

○：必ず提出 △：該当する場合は提出

問合せ先		共 済 組 合												互助組合			
		短期給付係 (082) 513-4957						長期給付係 (082) 513-4959						(082) 228-1386			
異動区分	提出書類等	§ 6-001	§ 8-001	§ 14-003	—	—	—	§ 7-001	§ 6-016 § 7-014	§ 6-011	§ 6-014	§ 6-007	§ 6-009	§ 14-001	—	—	
		組合員資格取得(継続)届書	組合員異動報告書	組合員資格喪失報告書	組合員証・被扶養者証等	辞令書の写し(原本証明不要)	勤務条件説明書等	被扶養者申告書	個人番号報告書(組合員・被扶養者)	年金加入期間等報告書	年金受給権者再就職届書	組合員転入届書	組合員転出届書	退職届書等	加入申込書	退会給付金請求書	
新規	一般組合員 (正規職員)	○				△ 注1	△ 注2	△ 注3	△ 注4	△ 注5	△ 注6				○ ▽1		
	一般組合員(任期付職員フル・再任用職員フル)	○				○	△ 注2	△ 注3	△ 注4	△ 注5	△ 注6				△ ▽2		
	一般組合員 (会計年度フル13月日以降)	○				○ 注7	○ 注7	△ 注2	△ 注4	△ 注5	△ 注6				△ ▽2		
	短期組合員 (臨時的任用職員)	○				○		△ 注2	△ 注3			△ 注6			△ ▽2		
	短期組合員 (その他非常勤の職員)	○				○	○	△ 注2	△ 注3			△ 注6			△ ▽2		
継続	任用更新等 (継続手続きが不要な者を除く)	○			○	○	△ 注8										
転入	他支部(県外の都道府県の公立学校等)から引き続き	○			○ 注9	△ 注1	△ 注8	△ 注10	○	△ 注11	△ 注12	○			○ ▽1		
	他の公務員共済組合(知事部局・市町教委等)から引き続き	○				△ 注1	△ 注8	△ 注10	○	△ 注11	△ 注12	○			○ ▽1		
県内異動(異動後の所属所から提出)	常勤の県費負担職員が異動する場合及び広島市費職員が教育委員会人事・給与等システム対象所属所間で異動する場合	手 続 不 要															
	県費負担 1 市町費職員から異動		○		○ 注13										○ ▽1	○	
	2 所属所(主たる任用の所属所)の異動【常勤を除く。】		○														
	市町費等 1 県費負担職員から異動			○		○ 注13										○	△ ▽3
		2 広島市費⇔他の市町費等		○		○ 注13										○ ▽1	△ ▽3
3 広島市費で小中特⇔市高等			○		○ 注13										○ ▽1	△ ▽3	
4 同一市町内の所属所の異動(2以外の「市町費等⇔他の市町費等」を含む。)(県立大学のキャンパス間異動含む。)		○															
転出	引き続き他支部へ(県外の公立学校等)へ			○	注14	△ 注1							○			○	
	引き続き他の公務員共済組合(知事部局・市町教委等)へ			○	注15	△ 注1							○			○	
退職	退職等			○	○	△ 注1	△ 注16						○ 注17			△ ▽4	

貸付償還金関係

○：必ず提出 △：該当する場合は提出

問合せ先		共 済 組 合						互助組合
		経理貸付係 (082) 513-4955						(082) 228-1386
異動区分	提出書類等	§ 18-050	§ 18-001~007~	§ 18-025	§ 18-028~	§ 18-032~	-	-
		貸付金残高証明願	貸付申込書	貸付借用証書	貸付事業における個人情報に関する同意書	借入状況等申告書	直近(最新)の給料明細書等の写し	転入前共済組合発行の貸付金残高証明書
新規	一般組員 (正規職員)	-						-
	一般組員 (任期付職員フル・再任用職員フル)	-						-
	一般組員 (会計年度フル13月目以降)	-						-
	短期組員 (臨時的任用職員)	-						-
	短期組員 (その他非常勤の職員)	-						-
継続	任用更新等 (継続手続きが不要な者を除く)	-						-
転入	他支部(県外の都道府県の公立学校等)から引き続き	当支部に電話連絡(当支部で引き続き償還)						-
	他の公務員共済組合(知事部局・市町教委等)から引き続き	-	△ 注18				△ ⑤5	
県内異動(異動後の所属所から提出)	常勤の県費負担職員が異動する場合及び広島市費職員が教育委員会人事・給与等システム対象所属所間で異動する場合	-						手続不要 ⑥6
	県費負担	1 市町費職員から異動	-				手続不要 ⑥6	
		2 所属所(主たる任用の所属所)の異動【常勤を除く。】	-				手続不要 ⑥6	
	市町費等	1 県費負担職員から異動	手続不要				手続不要 ⑥6又は⑦7	
		2 広島市費⇔他の市町費等	-				手続不要 ⑥6又は⑦7	
3 広島市費で小中特⇔市高等		-				手続不要 ⑥6又は⑦7		
4 同一市町内の所属所の異動(2以外の「市町費等⇔他の市町費等」を含む。)(県立大学のキャンパス間異動含む。)	-				手続不要 ⑥6又は⑦7			
転出	引き続き他支部(県外の公立学校等)へ	当支部に電話連絡(他支部で引き続き償還)						全額返済
	引き続き他の公務員共済組合(知事部局・市町教委等)へ	○ 注19	-				△ ⑤5	
退職	退職等	手続不要 注20						全額返済 ⑧8

退職後、任用が1日も空けずに再度行われたときであっても、退職時に資格喪失するものとして「退職」、採用時に再度資格取得するものとして「新規」の各手続が必要です。ただし、任用が、同じ任命権者により同じ任用種別（正規職員、臨時的任用職員、任期付職員等の別）、同じフルタイム・パートタイムの別で1日も空けずに再度行われたとき（県費負担職員で、職員番号に変更があったときを除く。）は、「継続」の手続となります。なお、県費負担職員のうち会計年度任用職員については、任用毎に新規の職員番号が振られるため、任用更新の場合を除き、必ず「退職」・「新規」の各手続を行うこととなります。

〔共済組合〕

注1 県費負担職員のうち正規職員を除き、提出

注2 被扶養者の要件を満たす者がある場合に提出

要件を確認するための必要書類を添付する。ただし、退職後、任用が1日も空けずに再度行われた場合で、元々被扶養者として認定されていた人を引き続き被扶養者として申告するときは、旧被扶養者証の写しを添付することで他の必要書類に替えて可（この場合において、被扶養者証の写しがない場合は被扶養者申告書表面の余白にその旨を記入）。

注3 前回の組合員資格喪失から、1日も空けずに組合員として資格取得する場合、又は被扶養者であった者が引き続き同一の組合員の被扶養者になる場合を除き、提出

注4 前回の一般組合員としての資格喪失から、1日も空けずに一般組合員として資格取得する場合を除き、提出

注5 公務員共済組合の年金受給権者の場合に提出（年金証書を添付）

ただし、前回の一般組合員としての資格喪失から、1日も空けずに一般組合員として資格取得する場合は提出不要

注6 公立学校共済組合他支部又は他の公務員共済組合における組合員（短期組合員を含む。）歴がある場合に提出

ただし、直近に加入していた公務員共済組合が公立学校共済組合広島支部の場合は提出不要

注7 会計年度任用職員（フルタイム）として任用された当初から現在までの任用期間や勤務状況が確認できる次の書類を提出（資格取得要件の詳細については、福利厚生事務の手引き § 6-001 頁参照）

① 人事異動通知書（辞令書）の写し、② 勤務条件説明書等、③ 出勤簿の写し

注8 臨時的任用職員を除く短期組合員の場合に提出

注9 転入前に公立学校共済組合他支部から交付を受けていた組合員証等を提出

注10 被扶養者の要件を満たす者がある場合に提出

要件を確認するための必要書類を添付する。ただし、転入前の共済組合で認定されていた被扶養者を引き続き被扶養者として申告するときは、転入前の共済組合の被扶養者証の写しを添付することで他の必要書類に替えて可（この場合において、被扶養者証の写しが添付できない場合は要件を確認するための必要書類を添付）。

注11 一般組合員の場合に提出

注12 一般組合員で、公務員共済組合の年金受給権者の場合に提出（年金証書を添付）

注13 組合員番号が変更になるため、提出

注14 組合員証等は、転出後の県外の所属所に提出

注15 被扶養者がいる場合、転出先での被扶養者認定で必要となるため、当支部の被扶養者証の写しを取っておくこと

注16 勤務条件の変更等より要件を欠くに至った場合に変更前・変更後の勤務条件説明書等を提出

注17 一般組合員の公務員年金の老齢年金受給権者がいる場合、長期給付係に電話連絡

- 注18 転入前の共済組合からの借入金を返済するために、当共済組合で貸付けを受ける場合のみ提出
- ◆申込締切日 … 貸付決定月の5日（県の休日の場合は、その翌日）必着
 - ◆貸付限度額 … 転入前の共済組合の貸付金残高の範囲内、かつ、当共済組合の定める最高限度額の範囲内
 - ◆貸付金の単位 … 1円単位
 - ◆貸付金の振込 … 貸付決定月の22日（県の休日の場合は、その翌日）に本人の口座に振り込む。転入前の共済組合への返済は、組合員自身が行う。
- 注19 未償還元利金は、原則全額一括返済となる。当共済組合が発行する「振込依頼書」指定の口座に振り込むことにより、速やかに返済する。
- ただし、転出先共済組合との協定により、転出後も引き続き償還が可能な場合は、当共済組合から通知する。
- 注20 未償還元利金は、退職手当から控除する（退職手当から全額控除できない場合は、不足分を当共済組合が発行する「振込依頼書」指定の口座に振り込む。）。

【互助組合】

- ㊦1 加入要件を満たさない一部の市町費職員を除き、原則提出
- ㊦2 加入要件を満たさない一部の市町費職員、互助組合の退職医療制度の加入者を除き、加入を希望する場合に提出（共済組合員資格取得日から20日以内に互助組合必着）
- ㊦3 互助組合に加入している者で、共済組合の組合員証番号が変更になる場合（共済組合に組合員証を提出する場合）に提出
- ㊦4 互助組合に加入する者で、「県費負担職員のうち正規職員」、「広島市費職員」、「広島市以外の市町費職員のうち常勤職員・会計年度任用職員（会計年度フル13月日以降）」の場合に提出
※ 互助組合の提出書類については、「福利ひろしま 3月号 p16～」に掲載しています。
- ㊦5 転入前又は転出先の互助組合との協定により、引き続き給与から償還が可能な場合がある。
- ㊦6 異動から数か月間は、互助組合が指定する口座へ振り込む必要がある場合がある。
- ㊦7 当互助組合に加入できない市町費の職員になる場合は、転出扱いとなる。
- ㊦8 未償還元利金は、退職手当から控除する（退職手当から全額控除できない場合は、不足分を指定する口座へ振り込む。ただし、一部の市町費職員は全額振込による償還となる。）。

退職予定者に対する福利厚生制度等の説明について 【再掲（掲載場所）】

福利ひろしま vol.310号(令和6年1月発行)で御案内のとおり、令和5年度末退職予定者向けの資料を次のとおり掲載しております。御活用ください。

[掲載場所]

公立学校共済組合広島支部ホームページ

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/index.html>

トップページ>こんなときガイド>退職するとき

もしくは

トップページ>令和5年12月19日付けお知らせ「福利厚生制度及び退職手当等説明資料(令和5年度末退職予定者向け)を掲載しました」

The screenshot shows a webpage with a navigation bar at the top right containing links for '福利ひろしま' and '採用情報'. Below the navigation is a search bar with a '一覧へ' button. A 'ログイン' button is also visible, labeled '事務担当者専用ページ'. The main content area is titled 'お知らせ' and has filter tabs for '全て', '組合員向け', '年金受給者向け', and 'その他'. A list of notices is displayed, with the most recent one dated 2023年12月19日. This notice is highlighted with a white arrow pointing to it from the right. The notice text is: '福利厚生制度及び退職手当等説明資料(令和5年度末退職予定者向け)を掲載しました'. Below the notice list, there are links for '直営病院' and 'ここをクリック'.

退職後の健診ってどうなる？



在職中は、共済組合の人間ドックや所属所の定期健康診断を受けていますが、退職後は健診が受けられますか？

退職後は、再就職の有無や勤務条件などにより加入する医療保険が変わってきます。退職後の医療保険によって、受けられる健診が異なりますので、次の表を参考にしてください！



退職後の医療保険		受けられる健診
公立学校共済組合 広島支部	組合員	在職中と同様（支部実施の生活習慣病予防健診（人間ドック）も対象）
	短期組合員	人間ドックまたは特定健康診査 （定期健康診断については、所属所に御確認ください。）
	任意継続組合員	特定健康診査【無料】（年に1回受診できます） ※7,000～8,000円相当の内容です。 ※勤務先等で健康診断を受けられる場合は勤務先等の健康診断を御利用ください。
	被扶養者	
国民健康保険 協会けんぽ など		再就職先または加入する健康保険組合で御確認ください。

広島県教育職員互助組合の退職医療制度に加入した場合、人間ドック助成事業があります。

任意継続組合員
被扶養者

令和6年度特定健康診査の御案内

令和6年度も、40歳から74歳までの任意継続組合員及び被扶養者は、特定健康診査が無料で受診できます。対象者には7月上旬頃に自宅住所へ「特定健康診査受診券（セット券）」を送付します。

特定健診の受診方法は、「指定の医療（健診）機関で受診」する方法と「お住まいの市町の集団健診で受診」する方法があります。<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/tokutei/tokuteikensinjusinkikan/index.html>

「特定健康診査」は

無料

で受診できます。

1年に1度
受診しましょう。



受診券の利用期限は

令和7年3月31日

です。
早めの受診をお願いします。

お住まいの市町で

がん検診

を実施しています。
お住まいの市町へお問い合わせください。



- 市町によって、当支部組合員の被扶養者が受診できる日程や申込方法が異なりますので、お住まいの市町の広報等を御確認いただくか、各担当課へお問い合わせの上、申込みを行ってください。
- 受診券を事前に送付することもできます。事前送付を御希望の方は、支部まで御連絡ください（事前送付は4月以降になります。）。
- 公立学校共済組合員の資格を喪失した場合、喪失日以降「特定健康診査受診券（セット券）」は使用できません。

源泉徴収票や確定申告書で収入額の確認を！

今年1月発行の源泉徴収票や、2月から始まった確定申告書一式の控えで被扶養者や共同扶養者の収入額を確認しましょう。次の事例のような場合は、被扶養者の認定取消の手続きをしてください。

事例1 共同扶養者の収入額確認

夫婦で子を共同扶養し、組合員の被扶養者として認定している。給与収入のみである夫婦双方の源泉徴収票の支払金額を比較したところ、配偶者の支払金額の方が多かった（組合員が育児休業等の期間中である場合を除く。）。

共同扶養者がいる場合、原則として、**年間収入額の多い人の被扶養者になります。**

そのため、共同扶養者間で、必ず源泉徴収票又は確定申告書の控えを確認し、**収入額が逆転している場合は、速やかに認定又は取消の手続きを行ってください**（組合員が育児休業等の期間中である場合は除きます。）。

○共同扶養者の例

- ・被扶養者が「子」の場合 ⇒ 組合員、組合員の配偶者
- ・被扶養者が「母」の場合 ⇒ 組合員、父、兄弟など

○確認書類及び事実発生日

収入の種類	確認書類	事実発生日
給与収入のみ	源泉徴収票	2月1日
その他の収入のみ	確定申告書一式の控え	確定申告をした日
給与収入+その他の収入		確定申告をした日が確認できない場合は、確定申告期間の初日

注意！ 扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外の共同扶養者に支給されているときは、共同扶養者への被扶養者の認定替えになります。収入逆転となり、扶養手当の認定替えを行った際は、併せて、共済組合の手続きを行ってください（組合員が育児休業・産前産後休暇の期間中である場合は除く。）。

事例2 被扶養者の確定申告書の収入額確認

被扶養者である配偶者には事業収入があり、確定申告後、収支内訳書を確認したところ、経費に「広告宣伝費」が計上してあった。被扶養者の認定に際し、「広告宣伝費」は必要経費として控除できないため、収入額が130万円以上となっていた。

被扶養者に事業収入や農業収入等がある場合、確定申告で総収入額から必要経費を控除して、収入額を算定しますが、**共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なり、次の表のとおりになります。**

確定申告後は、必ず収入額が収入限度額未満かどうかを確認し、**収入限度額以上となった場合は、速やかに被扶養者の取消の手続きを行ってください。**

○事業収入等の必要経費

必要経費として認められるもの	必要経費として認められないもの
地代・家賃、荷造運賃、光熱水費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、給料・賃金、外注工費、減価償却費、雑費、専従者給与等	公租・公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、福利厚生費、貸倒金、火災保険料、借入金の支払利子、手形を割引いたときの割引料、各種引当金・準備金等

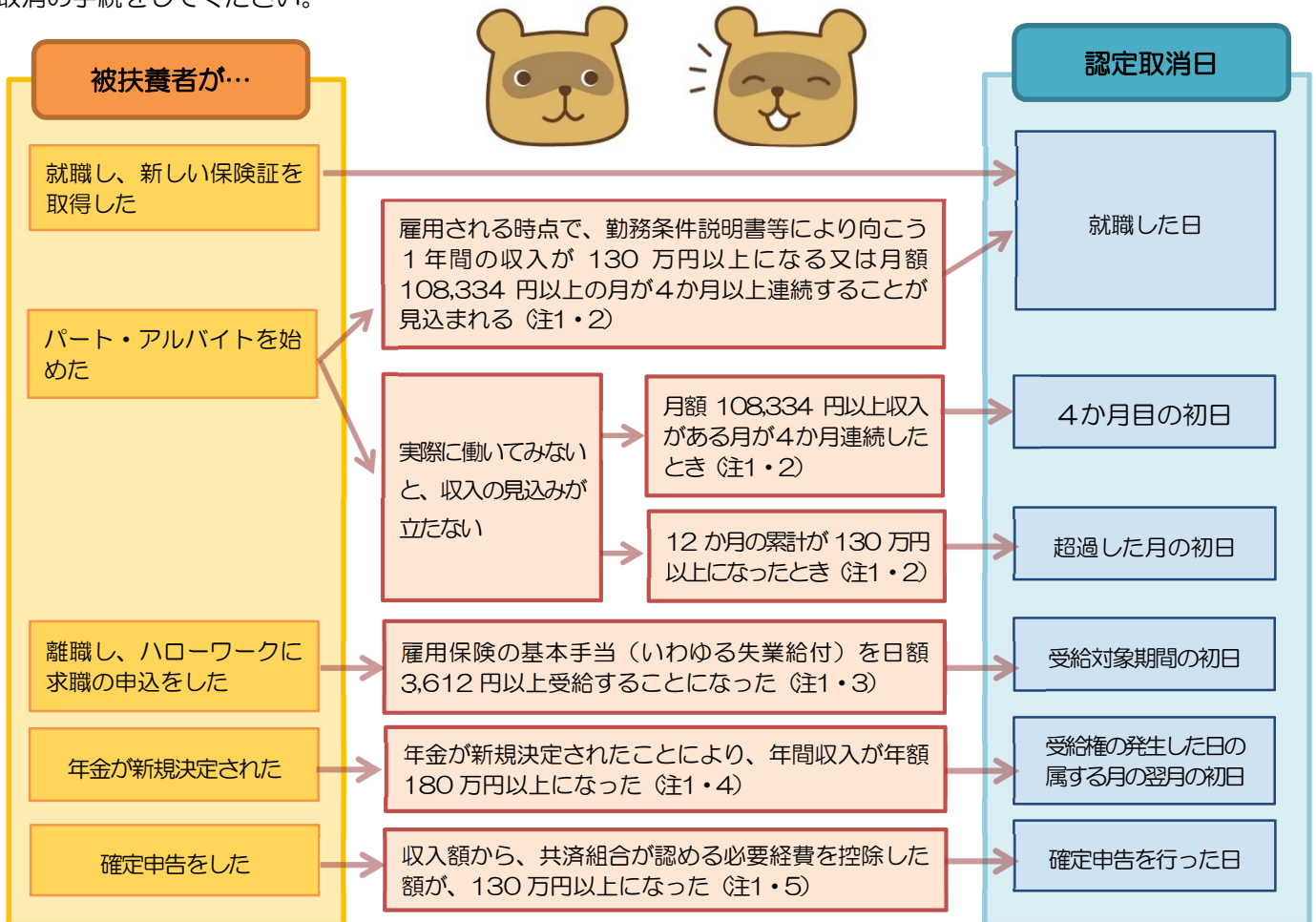


○収入限度額：年額130万円（60歳以上の者又は障害年金受給程度の障害を有する者は年額180万円）


○事実発生日：確定申告をした日

被扶養者の認定・取消の手続は必要ありませんか？

年度替わりの時期は、被扶養者の就職や退職等により、被扶養者の認定又は取消の手続が必要になる場合が多くあります。次のフローチャートでは、よくある認定取消の事例を紹介しています。該当する場合は、速やかに認定取消の手続をしてください。



(注1) 収入限度額は、次のとおりとなります。

	右以外の方	60歳以上の方 障害年金受給相当の障害を有する方
	年額(12か月の累計)	130万円
月額	108,334円	150,000円
日額	3,612円	5,000円

(注2) 収入には、通勤手当・ボーナス等を含みます。

(注3) 失業給付の待機期間及び支給制限期間は、被扶養者として認定できます。

(注4) 年金には、企業年金や財形貯蓄、生命保険会社等の個人年金も含みます。

(注5) 共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なっています。(P8参照)

住所や氏名を変更したら届出をしよう！

3月・4月は組合員の人事異動や、被扶養者の進学や就職による転居が多くなる時期となります。住所を変更したら、共済組合に届出をしましょう。また、氏名を変更した際にも届出をしましょう。

【住所を変更したとき】

- 組合員等情報変更申告書
- 住民票の写し



※ 被扶養者の住民票上の変更がある場合のみ提出。被扶養者の居所のみの変更、組合員本人のみの変更については不要

- 国民年金第3号被保険者住所変更届

※ 組合員の配偶者である被扶養者（20歳以上60歳未満）で、住所等を変更した場合のみ提出

【氏名を変更したとき】

- 組合員等情報変更申告書
- 組合員証等
- 国民年金第3号被保険者関係届



※ 組合員の配偶者である被扶養者（20歳以上60歳未満）で、氏名を変更した場合のみ提出

令和6年度生活習慣病予防健診の御案内

健診（検診）の対象者で受診を希望する方は、申込み忘れのないよう留意してください。

以下の内容はすべて令和5年度の実施内容です。令和6年度の実施内容につきましては、別途通知いたします。
申込みの際は4月に所属所宛てに通知する募集通知を必ず確認してください。

1 生活習慣病予防健診の内容

健診種別		検査内容等	対象者※ ¹ （実施年度に達する年齢とする。）	自己負担額	
人間ドック	指定年齢健診	1日ドック	30、35、37、39、41、43、45、47、49、51、53、55、57、59歳の組合員	健診費用の2.5割 【参考】令和5年度 7,700円～ 11,400円	
	シニア普通ドック	1日ドック	50歳以上で指定年齢健診対象者以外の組合員※ ²		
器官別検診	ドックセット型※ ³	肺検査	肺CT検査	人間ドックを受診する43歳以上の組合員※ ²	検診費用の5割 【参考】令和5年度 2,200円～ 11,000円
		レディース検診	乳がん・子宮頸がん検診	人間ドックを受診する女性組合員	
	レディース検診（巡回検診型）	乳がん・子宮頸がん・骨密度検査	人間ドックを受診しない女性組合員	550円	
	大腸がん検診	便潜血検査（検体郵送）	41歳以上で人間ドックを受診しない組合員	550円	

※¹ 対象者は、任意継続組合員及び被扶養者を除きます。

また、人間ドックの対象者は、実施年度の4月末時点及び受診日に組合員資格を有するものに限ります。

※² 申込みが多数の場合、抽選により選定します。

※³ 器官別検診のドックセット型（肺検査・レディース検診）について

- ① 人間ドックの申込みに併せて肺検査・レディース検診を申し込んでください。
- ② 令和4年度の肺検査決定者は、令和5年度の肺検査を申し込むことができません。
- ③ 肺検査の抽選の結果、落選した場合でも、人間ドックは受診できます。

2 広島県教職員互助組合からの補助について

広島県教育職員互助組合に加入されている組合員に対して、広島県教育職員互助組合から、補助があります。自己負担額から補助額（2,000円）を差し引いた額を健診機関の窓口でお支払いいただきます。詳しくは、互助組合のホームページを御確認ください。

申込期間・申込方法については、令和6年4月に所属所宛に通知します。
申込忘れのないよう、募集通知を必ず御確認ください。



3 人間ドックの申込方法

人間ドックの申込みは「年1回」です。受診を希望される方は、申込み忘れに注意してください。

4月中旬

- ・各所属所へ申込みの案内を配付し、申込受付を開始します。
- ・申込方法や健診機関一覧（健診機関の名称・健診内容・自己負担額等）を御確認ください。

4月下旬

- ・対象組合員が各自でインターネットで直接申込みを行ってください。
- ・希望する人間ドック及び器官別検診（肺検査・レディース検診）を申し込んでください。

5月上旬
～中旬

- ・人間ドック申込期間が終了します。
- ・終了前にもう一度、申込忘れがないか、申込内容を御確認ください。
- ・申込期間を過ぎると、受付内容は変更ができません。御注意ください。
- ・追加募集は行いません。必ず申込期間内に申し込んでください。

5月下旬

- ・5月下旬に各所属所を通して、決定通知をお届けします。決定内容を御確認ください。
- ・シニア普通ドック・肺検査の申込みが多数となった場合は、**抽選で受診者を決定**します。

6月以降

- ・受診期限までに必ず受診ください。
- ・胃カメラを希望する組合員は、早めに決定健診機関へその旨を伝えることにより、日程調整がスムーズに行えます。



◎ 申込上の注意事項

- ・ 育休・休職・病休・派遣・組合専従等であっても、対象者であれば申込みが可能です。
- ・ 人間ドック受付システムを利用する際に必要なマニュアル等は、全て公立学校共済組合広島支部のホームページでダウンロードできます。受付開始時に掲載しますので、御確認ください。手順は次のとおりです。



- ・ 申込完了時に表示される受付番号は、必ず保管してください。
- ・ 共済組合に届出の住所が現住所等と異なる場合は、御案内や結果通知が届かないおそれがありますので、併せて住所変更の手続きをお願いします。

がん検診は、早期にがんを発見する唯一の方法です。

公立学校共済組合広島支部では、組合員（任意継続組合員を除く。）を対象に実施している人間ドックや器官別検診で、厚生労働省が推奨している胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの検診を行っています。対象の方はぜひ受検してください。

令和5年度セミナー参加者の声を紹介します

今年度のセミナーもたくさんの組合員の方に参加いただきました。昨年に引き続きオンラインでの開催でしたが、どちらのセミナーも大変好評でした。今年度は当日参加できなかった方等のために録画配信も行いました。今後も、組合員の方の御意見を参考に、より良いセミナー実施に努めてまいります。

来年度も多くの方の参加をお待ちしております！



こころとからだのリフレッシュセミナー

- ルネサンスセミナー～Renaissance Active Move（基礎編）～ 8月19日(土)
- ルネサンスセミナー～機能改善ストレッチ（肩こり・腰痛予防編）～ 8月27日(日)
- ルネサンスセミナー～スリープタフネスセミナー（睡眠編）～ 12月23日(土)

参加者の声

- 夏休み最後の日曜日、大変充実した時間でした。心も体もほぐれて、あたたかくなりました。明日からの仕事の合間に早速生かせそうです。講師の先生、企画された共済組合の方々、ありがとうございました。
- 講師の方がとてもさわやかで、あんな風になりたいなと思いました。背伸びや肩回りの運動は、デスクワークの途中に取り入れ、職場の人にも勧めたいと思います。
- どこでも、短時間でできるストレッチを教わったので、時間がないことを理由にしないで継続させたいと思います。
- 健康管理の職員研修を担当していますが、とても勉強になりました。ありがとうございました。
- 本当にリフレッシュできたのでうれしかったです。このような機会をいただき、感謝します。
- よい睡眠が確保できたらいいな、と思います。ありがとうございました。



ライフプランセミナー

一般財団法人教職員生涯福祉財団によるライフプランセミナーをオンデマンド配信により実施しました。令和5年度は20～30歳代向けのセミナーを新たに追加しました。

配信期間：令和5年8月1日(火)～8月28日(月)

- 経済生活設計型（20～30歳代向け）
- 生活設計型（40～50歳代半ば向け）
- 退職準備型（50歳代半ば以降向け）



参加者の声

- とても勉強になったので、制度が変わったりした時は、必ず開催して欲しい。
- AFPを取得し20年以上経過しましたが、なかなかブラッシュアップの機会がないため、少しずつブラッシュアップできればと思い視聴しました。事務職員であり、職員から（特に退職を控えた年代）質問される事項も多いので、業務にも生かしていきたいと思います。
- オンデマンドはいつでも視聴できて観やすいので、ぜひ続けてほしい。

公立学校共済組合中国中央病院の心理専門職からひとこと

心の病気で休職中の教員の方へ～「公立学校復職トレーニング」について～

近年、全国的に心の病気で休職する教員が増加していると言われています。ほとんどの場合、休職に入り、しっかり療養に専念できれば、病状は少しずつ回復していきます。しかし、「病状が良くなった」状態と、復職して「1日約8時間、週5日働ける」状態との間には、ギャップがあることが多いのです。このギャップを埋めるためには、生活リズムを整え、仕事に必要な体力・集中力を回復させるためのリハビリを行うことが有効だとされています。

中国中央病院では、復職前に所属校で行う「復職プログラム」の前段階として、緩やかに心身の準備を行うための「公立学校復職トレーニング」を実施しています。ここでは、10人以下の集団で、復職に必要なリハビリをプログラムに沿って行います。教員特有のストレスや問題について話し合ったり、ロールプレイ形式の授業を行ったりすることもできます。

「復職に向けて、何をすればいいのかわからない」とお悩みの方は、ぜひ参加をご検討ください。

復職トレーニングの詳細や申込方法は当院ホームページを御覧ください。



「中国中央病院 復職トレーニング」

<https://www.kouritu-cch.jp/association/mental-health#job-training>

令和6年度公立学校復職トレーニングの申込期間と実施期間

	申込期間	実施期間
第1クール	2月22日～3月25日	5月14日～7月23日
第2クール	7月3日～7月31日	10月1日～12月5日

※ 年間2クール開催しています。どちらのクールに参加を希望するかは、ご自身の状態や復職希望時期によってお選びください。

県互助組合への加入手続について

公立学校共済組合の資格を取得された方は、互助組合に加入できます！（一部市町費等の職員を除く。）

- 1 提出書類 **任用に応じた「㊦加入申込書」**（共済組合員証番号が変更となった場合は、提出が必要です。）
- 2 提出期限 共済組合員資格取得日から 20 日以内（**必着**）

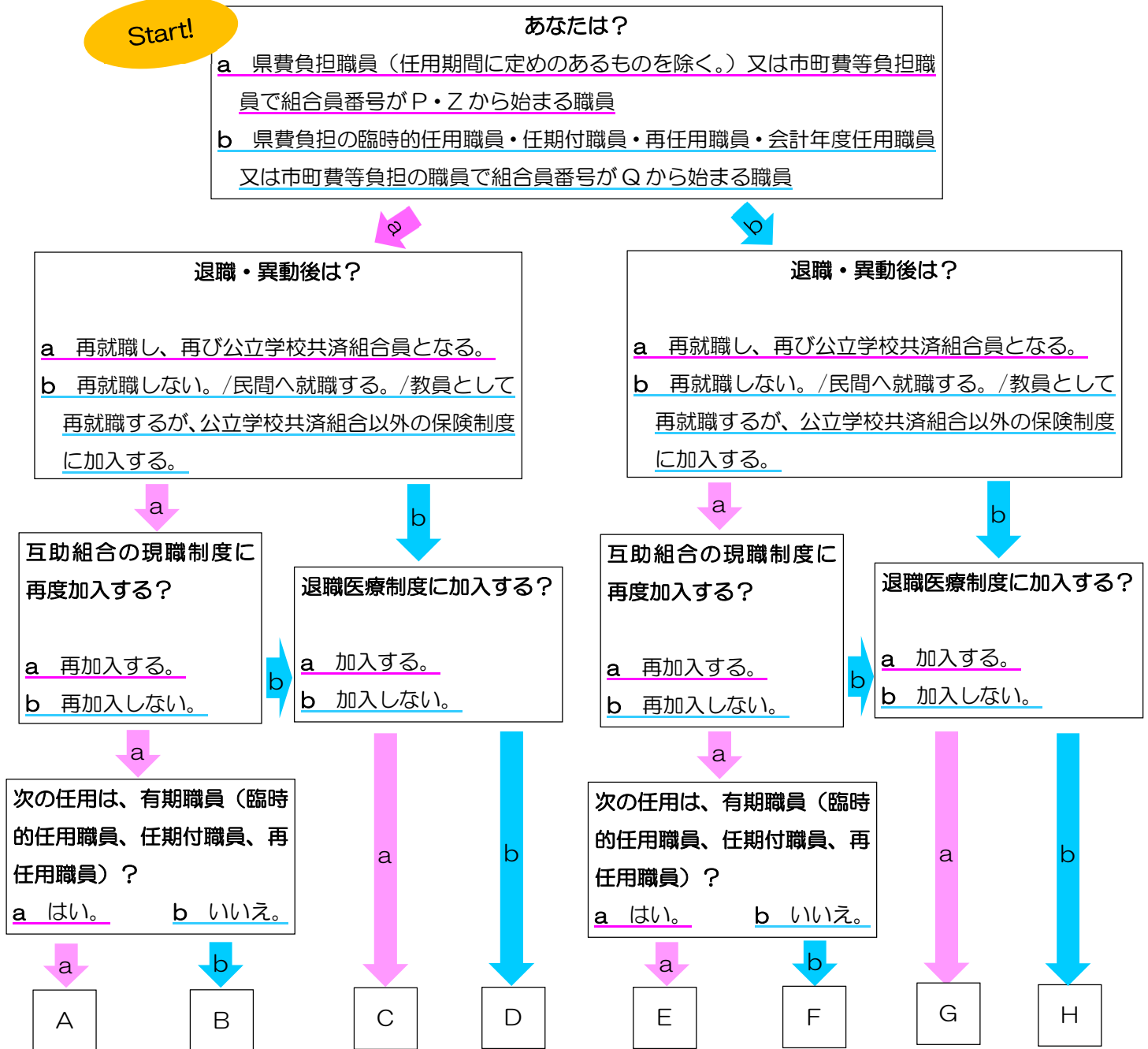
◎ 引き続き勤務されるときでも次のような場合は加入の手続きが必要となります！

パターン別事例		加入手続時の注意事項
市町費職員	<p>異動に伴い共済組合員証番号が変わったとき</p> <p>例. (県費職員) → (市町費職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異動先が県互助組合に加入できる場合に限り ます。 ・互助組合に加入を希望する方は、新規取得され た共済組合員証番号で、再度、㊦加入申込書を 共済組合員資格取得日から 20 日以内(互助組合 必着)に提出してください。
任期付職員	<p>任期満了後に違う任用形態で任用され、共済 組合員証番号が変わったとき</p> <p>例. (任期付職員) → (臨時的任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	
臨時的任用職員及び会計年度任用職員	<p>共済組合員証番号は同じだが退職（共済組合 員証を返納）した後、日を空けて任用されたとき や、日を空けないで任用されたが、共済組合 員証番号が変わったとき</p> <p>例. (臨時的任用職員) → (1度資格喪失) → 旧組合員証番号と同じ番号 (県費負担の会計年度任用職員) (県費負担の会計年度任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p> <p>※ 県費負担の会計年度任用職員は、任用 毎に必ず新たな共済組合員番号になりますの で、任用更新を除き、加入の手続きが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任用期間に定めのある組合員は、貸付事業及び リフレッシュ給付金事業は対象外です。 ・共済組合員資格を取得し互助組合に加入を希 望する方は、再度、㊦加入申込書を共済組合員資格 取得日から 20 日以内（互助組合必着）に提出してく ださい。
再任用職員	<p>定年退職後、再任用職員になったとき</p> <p>例. (県費職員) → (再任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	

- (※1) ㊦加入申込書は互助組合ホームページ (<http://www.gojo.or.jp/>) からダウンロードしてください。
- (※2) ㊦加入申込書の提出は、郵便事情等に注意して早めに提出してください。
- (※3) 互助組合の退職医療制度加入者は、加入できません。

退職時の手続について～退職後、再任用される方も退会手続が必須です！～

退職、異動及び任用形態の変更等により、共済組合員証を返納したり、共済組合員証番号が変更されるような場合は、退会手続が必要です。次のフロー図の質問項目の「a」又は「b」で回答を進めると、提出書類の種類「A」「B」「C」「D」「E」又は「F」がわかります。御自身に必要な書類を期限内に提出してください。



結果は次頁へ！ →

結果は・・・

- ・Aの方 退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）、**有期職員用** 加入申込書（共済組合員資格取得日から **20日以内必着**）
- ・Bの方 退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）、**会計年度任用職員用** 加入申込書（共済組合員資格取得日から **20日以内必着**）
- ・Cの方 退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）、 退職医療組合員申出書（退職日から **30日以内必着**）
- ・Dの方 退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）
- ・Eの方 **有期職員用** 加入申込書（共済組合員資格取得日から **20日以内必着**）
- ・Fの方 **会計年度任用職員用** 加入申込書（共済組合員資格取得日から **20日以内必着**）
- ・Gの方 退職医療組合員申出書（退職日から **30日以内必着**、口座のコピーを貼付）
- ・Hの方 提出書類なし

様式名を
Ctrl+クリック！

1 提出書類について

- (1) 退会給付金請求書を提出すると、給付金が振込まれます。ただし、「県費負担の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員」及び「市町費等負担職員で組合員証番号の1桁目が「Q」の方」は、退会給付金の対象となる掛金を徴収しないので、 退会給付金請求書の提出は不要です。
 - (2) 退職医療制度とは、退職医療組合員の相互扶助によって医療費の補助や入院給付、人間ドック費用の助成等の事業を実施する**任意加入**の終身制度です。
 - ・ 事業内容や掛金について、知りたい方は↓こちらをクリック！
<http://www.gojo.or.jp/asset/00032/tais yokusyasetumei/2%20ari.pptx>
 - ・ 退職医療組合員申出書を提出する前に↓こちらの「お知らせ」を確認してください。
http://www.gojo.or.jp/asset/00032/PDF/tais yokuyotei/tais yokutuuti_1.pdf
 - (3) 退職（退会）後に、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員として勤務し、公立学校共済組合員資格を取得する方は、再度、互助組合の現職制度に加入することができます。また、公立学校共済組合員証番号が変更された場合や、期間を空けて採用された場合は、その都度加入申込書の提出が必要です。
- ※ 退職医療制度の加入者は、現職制度に加入できません。
- ※ 加入申込書の様式は3種類ありますが、短時間勤務会計年度任用職員は「 加入申込書 短時間勤務会計年度任用職員」を、その他の職員は「 加入申込書 任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等 有期職員」をダウンロードしてください。
- ※ 所属長の署名を受けて、**共済組合員資格取得日から 20日以内に互助組合に提出（必着）**してください。

お願い

- ・ 加入申込書は、郵便事情を考慮して早めに送付し、20日以内に確実に当互助組合へ到着するようにしてください。
- ・ 加入申込書の提出が必要かどうかわからない場合は、20日以内に提出できるように早めに互助組合に照会等してください。
ただし、共済組合が組合員資格を認定している関係上、当互助組合で提出に係る判断が難しい場合は、当面、加入申込書を提出していただく場合がありますので、御了承ください。

2 互助組合のホームページで、退職者向けの資料を掲載中

退職予定の方へ（一財）広島県教育職員互助組合ホームページ(<http://www.gojo.or.jp/tais yokusya.html>)